

“ちいさな企業” 成長本部（岩手県北上市）
議事概要

中小企業庁

1. 概要

日時：3月25日（月）16：30～18：30

場所：岩手県北上市（北上オフィスプラザ セミナールーム）

参加者：中小企業庁 鈴木長官、東北経済産業局 山田局長、
経済産業省 黒須産業資金課課長補佐、
中小企業・小規模事業者9社、支援機関3機関、高橋北上市長

2. 出席者からの主なご意見

＜第一部 国の施策に関する意見交換＞

- 医療・介護関係の機器のものづくりをしているが、医療現場や薬事法に関する知識が不足していたため、その分野の専門家に知見を借りるのが大変だった。医療・介護関係の機器のように、ものづくりの技術だけでなく、特殊な分野の知識が必要なものづくりもあるので、様々な分野の専門家が必要。ただ、自社がどういう情報を必要としているのか公開してしまうと、自社や取引先の企業が何をしようとしているのか他社にばれてしまうので、密かに専門家とコンタクトを取れる方が有難い。
- 工場の省エネ化について、1つの機械の導入による省エネ効果だけでなく、工場全体での省エネ効果まで見て、トータルで助成をしてほしい。省エネの専門家の派遣についても支援していただきたい。
- 全国に自社の商品を知ってもらう機会として展示会等のイベントへの参加が有効だが、ちいさな企業にとって、ブースの出展費用を工面したり、数日間とはいえ展示会に人を派遣して店を空けたりすることは、大変な苦勞が伴う。ブースの出展費用への助成金を頂くことができると有難い。
- 助成金を申請する際に書類に必要事項を記入するのが大変に面倒。最近はかなり申請書のページが減ったようだが、それでも大変である。

＜第二部 支援機関の課題と今後の取組＞

- 国内販路拡大の支援について補助金を頂いて事業を行っていたが、来年度から助成対象が被災地の沿岸部に限定されると聞いた。県内全般で使える仕組みを作してほしい。
- 様々な施策が存在するのは理解するが、中小企業にその施策の存在が知られていないことが問題である。地域の金融機関として、認定支援機関となったことを契機に、そうした施策を中小企業に伝えていきたい。

- 中小企業が地元の認定支援機関を認識していない場合が多い。どうPRしていくかが課題。
- 経営力強化保証制度について、保証期間が短いため利用しづらいのが問題。
- 中小企業の経営者は話を聞いてもらう相手がいない場合が多い。経営者も話しているうちに考えがまとまってくる。そのため、認定支援機関は、自分の専門分野だけでなく、経営者の仕事の中身を理解するため、広い知識を身につける必要がある。
- 引退した人々の知識やノウハウを活用できないか。
- 特許を取るために1件当たり100万円程度かかる。また、試作品を作るのにも多額の費用がかかる。これらは小さな企業にとって大きな負担。どのような補助金を使えるか、分かりやすく教えてほしい。
- 新卒社員の働く意欲が低下している。高校3年生の3学期は、会社訪問、インターンシップ等を行うこととしてはどうか。

＜第三部 中小企業の発展、地域貢献に向けた課題と今後の取組＞

- 北上市では、篤志家からの寄付金を使って、起業家支援のため1件200万円の支援を行う制度を設けた。地域と一緒に政策を考えて、地方自治体から各省庁に提案するような場作りをしていきたい。
- ものづくり分野に人が集まるよう、産学官が連携して、産業において実際に現場で役に立つ教育をしていく必要がある。
- 技能・技術の伝承は非常に難しい課題。相続税のため、事業承継が上手くいかない。
- 地場企業の競争力を高め、いかに受注を増やしていくかに苦心している。最近では、取引先から単品で注文を受けることは少なくなり、複合的な工程で一定程度まとまった部品を作るよう求められている。他方で、中小企業は大きな設備投資をできないので自社でフルラインを揃えることは難しい。このため、企業の連携で補完することが重要。
- 中小企業は公的な制度に頼ることが多いので、制度の組み合わせを相談できる窓口が必要。
- こんなに多くの補助金のメニューがあることを知らなかった。有効に活用したい。
- Tier 2、3の企業は、今、実際にどういうものが売れていて、自社はどの中で何を作れば良いのか、非常に情報が少ない。マーケットの状況を良く知っている人から情報を取って経営の役に立てることが重要。御支援を頂けると有難い。

3. 鈴木長官からの主なコメント

- 専門家の派遣については、ビジネス創造等支援事業において、インターネット等を通じて専門家を3回まで派遣する取組を行うので、利用していただきたい。また、長期の専門家派遣が必要な場合、中小企業基盤整備機構に相談すると、長期にわたって専門家派遣の費用の2／3を助成する制度もあるので、御活用いただきたい。
- 昨年度の販路拡大事業は復興特会を活用しているため、対象を被災地に限定することとなったが、別途、今年度の補正予算において、地域の支援機関と連携した販路拡大の取組を支援する事業を行うので、御活用いただきたい。
- 経営者にとって話をしながら考えをまとめることは大事。相談相手を探すのが難しいが、中小企業が安心して相談できるよう、認定支援機関という制度を作った。また、今度作るデータベースでは、専門家だけでなく、先輩経営者も登録する。専門的なアドバイスを受けるために派遣する費用を出せるようなシステムを作っていく。そこでは、専門家の評価を行うシステムも取り入れたい。
- 起業・創業の支援は、来年度以降も行っていきたい。自治体としてもバックアップしてほしい。
- 事業承継の支援については、今回、使い勝手の悪かった事業承継税制を見直した。
- 企業の個人保証の問題については金融庁とも検討会を行っている。近々、方向性を出したい。
- 下請企業振興法について法律改正を行い、企業が連携して受注する支援を行うこととしている。
- 中企庁の施策を経営者に押し付けて「この施策を活用しませんか？」と言うのではなく、経営者から「こんなことをやりたいが支援してもらえないか」と言われたときに、きちんとメニューを提示できるような支援体制を構築することが、中小企業政策にとって非常に重要であると感じている。

（中小企業庁 三浦金融課長）

- 経営力強化保証の借入期間については、各県が制度融資を作る中で議論が出てきている。使い方によって必要な期間も違うので、事務的に整理して前向きに検討していきたい。

以上